

伊豆豆林政史

概說篇目次

I 総説

伊豆国管理  
造林

農村生活  
明治以降

森林管理

森林利用

第一 德川時代以前

(1)

後北条時代より以前  
名称・政治の変遷

山間部落

(資一一七)

(2) 後北条時代と豊臣時代

木材利用

管理保護

第二 德川時代

II 封建政治と農村の生活

(3) 封建政治

経過

(4) 農村の封建制度

(1) 伊豆国の総石高と村々

(2) 伝馬宿の経費

(資八一一七)

(5) 農村の生活

(1) 原保付の概況

(2) 浜村の概況

(資一八一五一)

A III 林野政策

(6) 御林

御林の面積・林相等

(1) 名称・区域・面積  
(2) 地況・林況

台帳及地図

(1) 管理組織・職務等

(2) 管理保護

(1) 保護林  
(2) 風水害

(1) 盗伐

(1) 火災  
(2) 大幡野と地元村

野火

(1) 代官・手附・手代

(1) 御林守  
(2) 御制不と伐採制限

(資一一六一一七九)

(10) 境界の状況	(11) 郡山の管理・利用	(12) 入会の概況	(13) 入会の紛争	(14) 共有の性質ある山林の伐採収入の分前（割賦法）	(15) 御林の利用	(16) 一般	(17) 損不払下	(18) 雜木・下草	(19) 土地利用	(20) 生産及販売	(21) 木炭材	(22) 道路
(1) 境界樹	(1) 定杭・塚等	(1) 入会	(1) 入会	(1) 大室山入会地	(1) 海上輸送	(1) 海上輸送	(1) ロシヤ船修理材	(1) 金銀・築城石	(1) 陶土・明礬石	(1) (資三三三一三四七)	(1) (資三四八一四〇九・四一〇一四三〇)	(1) 山葵
(2) 境界樹	(2) 定杭・塚等	(2) 入会	(2) 入会	(2) 宇久須村と小下田村との入会	(2) (資二六一一二七九)	(2) (資二八一一二九三)	(2) (資二九五一三二四)	(2) 附御風呂用炭	(2) 炭竈	(2) (資三四八一四〇九・四一〇一四三〇)	(2) (資四三一一四四九)	(2) その他
(3) 境界樹	(3) 定杭・塚等	(3) 入会	(3) 入会	(3) (資二二二三一一六〇)	(3) (資二二二三一一六〇)	(3) (資二二二三一一六〇)	(3) (資二二二三一一六〇)	(3) その他不炭事情	(3) 林相	(3) (資三三三一三四七)	(3) (資三四八一四〇九・四一〇一四三〇)	(3) その他
(4) 境界樹	(4) 定杭・塚等	(4) 入会	(4) 入会	(4) (資二二二三一一六〇)	(4) (資二二二三一一六〇)	(4) (資二二二三一一六〇)	(4) (資二二二三一一六〇)	(4) 不炭の売買・運上金	(4) 炭竈	(4) (資三三三一三四七)	(4) (資三四八一四〇九・四一〇一四三〇)	(4) その他

(1) 政策	(1) 山稼と争論	(1) 伐木・運材・海上輸送の諸経費	(1) 海上輸送	(1) 一般	(1) 御用材	(1) 伐木・下草	(1) 損不払下	(1) 土地利用	(1) 生産及販売	(1) 木炭材	(1) 資料	(1) 道路
(2) 政策	(2) 山稼と争論	(2) 伐木・運材・海上輸送の諸経費	(2) 海上輸送	(2) 一般	(2) 御用材	(2) 伐木・下草	(2) 損不払下	(2) 土地利用	(2) 生産及販売	(2) 木炭材	(2) 資料	(2) 道路
(3) 政策	(3) 山稼と争論	(3) 伐木・運材・海上輸送の諸経費	(3) 海上輸送	(3) 一般	(3) 御用材	(3) 伐木・下草	(3) 損不払下	(3) 土地利用	(3) 生産及販売	(3) 木炭材	(3) 資料	(3) 道路
(4) 政策	(4) 山稼と争論	(4) 伐木・運材・海上輸送の諸経費	(4) 海上輸送	(4) 一般	(4) 御用材	(4) 伐木・下草	(4) 損不払下	(4) 土地利用	(4) 生産及販売	(4) 木炭材	(4) 資料	(4) 道路
(5) 政策	(5) 山稼と争論	(5) 伐木・運材・海上輸送の諸経費	(5) 海上輸送	(5) 一般	(5) 御用材	(5) 伐木・下草	(5) 損不払下	(5) 土地利用	(5) 生産及販売	(5) 木炭材	(5) 資料	(5) 道路

第三例

第一例 第二例

(1) その他												
(2) その他												
(3) その他												
(4) その他												
(5) その他												

Ⅷ 植林政策  
 御礼杉の状況  
 (資四五五—五一五)  
 (24)(23) 植林政  
 御礼杉  
 冥加植栽  
 (1) 伐不請負人による冥加植栽  
 (2) 損不払受人による冥加植栽  
 (3) 前記(23)(24)以外の植栽  
 (4) 造林技術  
 (5) 一般造林樹種  
 (6) ヒノキと播木  
 (7) 造林費  
 (8) ナラ・クヌギ・サクラ  
 (9) アカマツと苗畑  
 (10) 植栽時季・造林方法  
 (資二九一—二七)  
 (資五一六—五二一)  
 (資五二三—五三六)  
 (1) 林業労働者  
 (2) 林野租税  
 (3) 分担  
 (4) 税率  
 (5) 概況  
 (6) 例と税率

X 林業勞働者  
 (26) 林業勞働者  
 (27) 林野租税  
 (28) 分担  
 (1) 一般造林樹種  
 (2) ヒノキと播木  
 (3) 造林費  
 (4) ナラ・クヌギ・サクラ  
 (5) アカマツと苗畑  
 (6) 植栽時季・造林方法  
 (資二九一—二七)  
 (資五一六—五二一)  
 (資五二三—五三六)  
 (1) 林業労働者  
 (2) 林野租税  
 (3) 分担  
 (4) 税率  
 (5) 概況  
 (6) 例と税率

### 第三 明治時代以後

XI 林野所有等  
 A 官林  
 B 公私有林  
 (35) (34) (33) (32) (31) (30)(29) 明治初期の林政混乱期  
 (1) 官林成立  
 (2) 官林の管理保護  
 (3) 管理組織  
 (4) 官林調査取扱い  
 (5) 公私有林の指導  
 (6) 山林組合  
 (7) 被害  
 (8) 火災  
 (9) 地租改正と土地官民有区分  
 (10) 地租改正  
 (11) 官民有区分  
 (12) 部落有林野の村有に統一  
 (13) 概要  
 (14) 伊豆国地租改正

(資五三七—五五二)

(資五五四—五七一)

(資五七三—五七四)

(資五七五—五八〇)

(資五八二—五九一)

(資五九三—五九五)

(資五九三—五九五)

(資五九三—五九五)

(資五九三—五九五)

(1) 中川村の統一 (2) 中川村入会権の解消

XII 利用・生産

官林の利用

御用材(船艦材)

天城山官林林木払下げ事件

不材生産

その他

御料林の伐採

木炭

その他の林産物

山葵

御行製炭

民有林の伐採量

ミツマタ茶栽培地払下

開拓と官林払下げ

御料地への地上権

(資六九七一六〇八)  
(資六一〇一六一九)  
(資六二〇一六三二)  
(資六三四一六五〇)

六五

XIV 道路

XIII 道路

(39)(38) (37)

官林

官林御料林の造林

松崎大仁街道

下田街道

(資六五二一六五五)

天城林道

一七八

木炭

官行製炭

民有林の伐採量

御行製炭

御料地への地上権

御行製炭

御料地への地上権

一七八

(1) 官林時代

大正初期

御礼杉

(資六五六一六六三)

献植

一八〇

XIV 林

官林御料林の造林

(1) 県有林

(資六六四一六七二)

学校林

一九八

公私有林の造林

(1) 田村造林

御料林時代

郡有林

御料林時代

一九五

町村・部落の造林

(1) 町村・部落の造林

御料林時代

御料林時代

御料林時代

一九六

XV 獵

狩獵

(1) 獵

(資六七三一六七五)

一九五

XVI 租税

租税

(1) 租税

(資六七七一六八二)

一九六

あとがき

林野租税

(1) 分一

一九八

参考文献

解説

一九九

「流人の國」として知られていた伊豆が、政治的・経済的によりやくその意義を持ちはじめたのは、後北条時代（一四九二—一五九〇）からである。その以前は小豪族が各地におつて、領主より地侍・郡代などの職を受け、農民支配の実力を持つていた。北条早雲が平定すると完全な支配権を握つて君臨した。天城山の支配が確定したのもその時からである。織田・豊臣時代は戦争がつづき、内政には特記すべきものはないが、有名な豊臣秀吉の「天正の検地」の記録は伊豆にも残つている。ついで徳川時代となり、円熟した封建制のもとに、各藩を統制し、社会秩序を確立し、鎖国令によつてカーテンをおろし、安泰の年がつづくと、そこに文化が芽生え、産業が抬頭はじめた。

次に徳川時代の伊豆につき総括的に述べると、

伊豆国の管理——伊豆では、徳川時代、政治の中心として慶長一四年（一六〇九）三島にはじめて代官所が置かれ、宝暦九年（一七五九）江川太郎左衛門英征が代官となると代官所は韭山に移り、明治に及んでいる。また下田には奉行所が設置されていたが、伊豆国に対する権限はほとんどなく、海上の管理、とくに西国大名の船舶に対する監視がおもな役目であつた。

つぎに伊豆国村石高帳をみて、まづ気付くことは、村々の支配領主が、ほとんど違つてゐることである。そして同一領主でも飛地的に与えられ、地続きに二カ村、三カ村を領有している例はほとんど天領の場合である。そして天領は面積の半を占め、その残りを大名・旗本が入りまぢつて支配していた。かような領地の配置は、幕府の政策に基くことはいうまでもないが、この支配体系を異にする縦の関係と、三島宿を中心とする助郷関係（注、(4)〔口〕助郷参照）を基盤とする横の関係は、つねに各村——ひいては各支配者——間の紛糾をひき起し勢力分散の因をなしていた。

農村の生活——江戸時代、代官（地方行政の実権者）の下で村の行政を担当していたものは、名主・組頭などとの村役人である。名主は今日の村長、組頭は助役である。天領では名主・組頭・百姓代を村方三役と呼び、百姓代は百姓の総代である。名主がほとんど絶対の権力をにぎり、村民の生活は、名主によつて左右されたといいうる。

農民の生活状態はどうであつたかといえば、大仁・韭山附近を除けば、あとは天城山一帯の山間部落で、きわめて悪い経済状態におかれ、山林に依存して、ようやく生計を維持していたのである。旧家に所蔵される山林・田地の年期売買証文・質入証文は、はなはだ多く、これらの証文は貧しい生活状態を物語つてゐる。農村の統治が「生かさず殺さず」の原則の上にあつたとはいえ、政治の皺よせが農民に行われ、財政の窮乏も労力の不遇も、結局、農民の負担で補なわれた。例えば、天城山御用炭の運搬促進のために「昼間は農業に従事し、夜松明をかざして運搬せよ」と命じている。

かように農民が苦しい生活に忍耐しなければならなかつた原因は、どこにあるのであろうか。これは封建制度自体に胚胎しているのである。もともと封建政治は、自然経済のうえに成りたつものであつて、極言すれば、土地が唯一の収入源であり、農業が唯一の生産業である時代の政治形態で、農民に米を作らせ、政府は農民より年貢米を取りたて、これを武士階級に配給する機構の政治で、経済の中心は米で、貨幣経済とは根本的に異なるものである。この経済は厳格な士・農・工・商の封建的四階級が立てられ、世襲され、経済状態に変化がなければ安泰である。すなわち江戸開幕（一六〇三）より鎖国令（一六三九）の発せられた頃までは平穀に推移し、幕府の財政もゆたかで、封建政治の黄金時代であつた。しかし、一七世紀後半から一八世紀にかけて都市交通の発達がめざましく、大阪は商業の中心地となり、江戸・城下町の商人は栄えて贅沢となり、武士の生活費は増加し、幕

府・各藩の財政は膨脹し、諸藩のうちには、大阪の御用商人より借金し、年貢米の納入を待つて返済するものを作った。この苦しい財政を荷負うものは、農民より納める年貢米(本税)と少しばかりの雜税・諸役であつて、いきおい苛歛誅求が行われ、租税完納のために極端な質素な生活が強要され、慶安二年(一六四九)・天文五年(一七四〇)・寛保二年(一七四一)などの儉約令となつて現われている。

貧困生活のほか、農民を苦しめたものは、街道筋の宿駅に徵發される人馬の助郷役(注4)助郷参照である。ことに伊豆では、嘉永六年(一八五三)にはじまる外国船の開港交渉のため、幕府の要人をはじめ旅行者多く、街道の村々は、助郷役の負担に耐えかねた。

森林管理——徳川時代の初期には、御林に関する特別な管理組織はなく、一般の行政組織により、勘定奉行——代官——村役人の線によつて行われていた。元祿一年(一六九八)代官の下に専任の御林守が四ヵ所に置かれ、組織化し、管理・保護の責任は御林守に移つたが、山附村落は御林守の監督下で、従来のように火災・盜伐防止などの義務が課せられ、その代償として幕府は下草・小柴などの林産物の採取を許し、製炭の資材・薪材等山稼の資材を供給して、農閑期に稼きうるよう便宜をはかつた。御用炭の搬出には、道路の修理・輸送に協力するが、製炭事業のため受ける利益もあつて、他領の農民より思まれていた。ことに天領の農民は、旗本・大名領の農民より、公席の順位も上席であつた。したがつて御林の山附でない村々は、山附村落の仲間入りせんとし、入会關係を中心に山附村落との間に、争が絶えなかつた。

森林利用——天城山には昔から良材があるとして知られ、一五代応神天皇の世に船材が伐り出され、鎌倉時代にも伐木が行われ、豊臣秀吉も材を天城山で求め、造船したことがある。徳川時代に入ると、幕府は御林に対しても七木制を設けてマツ・スギ・ヒノキ・ケヤキ・クス・サワラ・カシの伐採を禁じ、ついでモミ・ツガを追加して貞享元年(一六八四)九木制とし、森林保護政策をとつて、林不の備蓄につとめ、皇居・江戸城の修理に優良材を

伐りだす程度にとどめていた。江戸中期以降幕府は、財政窮乏を救うため、みづから天城山の開発に着手し、宝暦九年(一七五九)以降は五カ年の年期契約で御用炭の製炭請負事業を開始し、明治維新まで約一〇〇年間、たとえ中止の年はあつたとしても、ほぼ連續して行い、その生産量は、初期は一カ年三・四万俵であつたが、幕末近くなると一〇万俵に達した。御用炭は江戸まで船で運ばれている。この海上輸送の有利なことが、伊豆を経済的に発展させた一原因である。

造林——江戸時代は、森林保護政策をとつていたので、中期までは大なる伐採なく、山附村落に雜不・下草の利用は許していたが、造林する必要なく、宝暦九年(一七五九)年期請負製炭がはじまつてから伐採跡地が現われてきた。これに対し、幕府は跡地の一部に針葉樹造林を企画し、御礼杉・冥加植栽の形で実施した。この二種の造林は、同一主旨によるもので、幕府は直接造林せず、利用者に伐採の附帯義務として植栽させ、樹種は大部分スギで、ヒノキ・マツその他が用いられた。御礼杉は宝暦一二年(一七六二)にはじまり、御林保護の、代償として山附村落に雜不・下草などの利用を許し、その跡地に植栽せしめたものである(形式は御礼のため)。冥加植栽は、年期製炭請負者をはじめ林産物の払下をうけたものに、税金のような意味で植栽を命じ(形式は冥加)、補植・手入まで義務づけたものである。この二種の造林は幕府時代の造林の根幹をなし、明治維新まで続き、今日残つてゐる古いスギ老令林は、その遺物である。

### 明治以降

慶応二年(一八六六)大政奉還、明治二年(一八六九)版籍奉還、同四年(一八七一)廢藩置県にともない、伊豆国の支配所であつて韋山代官所が廃止され、明治元年(一八六七)韋山県が設置され、四年に足柄県となり、九年静岡県に編入された。幕府時代天領であつた天城山御林は官林となり、大名・旗本の封土であつた棚葉山・

田中山その他点在していた小御林が官林に組み入れられ、今日の国有林の基礎を作つた。官林になつて以後の管理は、(31)(4)管轄組織の項に詳記したごとく、明治二二年御料地に編入され、戦後昭和二二年国有林に移管され、現在は天城・河津両管林署で管理されている。御料林編入以後の事績は、帝室林野局五十年史などに掲載されてるので、その以前のことにつき著しいもの二・三を附記する。

利 用 — 明治に入り天城山官林の価値が認められたのは、明治九年（一八七六）軍艦天城の艦材を天城山に求め、大見川・狩野川を流送して利用した時からである。わが国では、この官行事業（直営生産事業）が機械となつて、木曾山林に行われ、ついで青森・秋田・静岡県門檻山などに官行事業が行われるようになつた。（注官行事業は間もなく廃止された）。明治初期より一九年大小林区制の実施されたころまでは、維新の変革によりて旧領主の統制力は失われ、新政府の威令は山野に達せず、林政の弛緩時代で、全国的に盜伐濫伐を誘発した時期であるが、伊豆では、その被害は僅少であつた。

造 林 — 造林については明治一四年（一八八一）静岡山林事務所時代は、ケヤキを中心し、クヌギ・ヒノキが少量行われ、二三年（御料林の初期）には金原明善に委嘱して猫越・三階滝方面の御料林に大規模の造林が計画された。計画は、二三年より七カ年間、毎年経費一万円にて、毎年一五〇町歩の造林と、手入・防火設備一切を実施する予定であつたが、三カ年実施後、御料局の直営事業に移つた。

そのほか、面積は狭いが、金原明善と時を同うして稻取村の戸長田村又吉が村の基本財産林として五〇町歩の植林を行つたことは特筆し得るものがあろう。

## 第一 德川時代以前

### (1) 後北条時代より以前

名称・政治・変遷 — 太古の伊豆は漢として明らかでないが、伊豆国の国名があらわれたのは孝安天皇（六代）の時代で、（日本書紀）、その後駿河の国と二・三度併合、分離が行われ、完全に固定したのは天武天皇（四〇代）（在位六七三—六八五）の時代である。そのころ伊豆国は三郡二十一郷よりなり、政治体系は律令制度により、地方行政府である国府は田方郡三島（現三島市）に置かれていた。この地方は政治の中心地を去ること遠い僻隅の地で、京都への行程は上り二十二日、下り十一日（伊豆史稿）と称せられ、かつ三方は海に囲まれ、中央には天城山が蟠居して陸路を制扼していた。かような地勢の関係から中央よりの文化の浸潤は遅く、政治的にも経済的にも、とり残された地方であった。また地勢と交通との関係で古くから配流の地として選ばれ、すでに文武天皇（四二代）（六九七—七〇〇）の四年（七〇〇）に、三品麻績王の一子が伊豆に流されている。とくに有名なのは源為朝・源頼朝らであつて、これにまつわる歴史や伝説は、いまもこの地方の語り草となつてゐる。

律令政治も時の流れとともに政権を失い、地方の豪族・実力者によつて莊園が出現し、発達したが、伊豆地方の莊園は大部分が三島を中心に、南は田中村（現田方郡大仁町）附近までで、所有者も三島大社、箱根社など社寺であつて、天城山周辺までは及んでいなかつた。なおその後、時をへて応永一〇年（一四〇三）仁科莊（現賀茂郡伊豆町附近）が長講堂領として記録されている事実がある（長講堂目録）。

注 国府と莊園制 — わが国、土地制度の確立（改革）は大化の革新（六四六年）のとき、班田制が設けられ、住宅、墓地の周囲に狭い私有地（口分田）が定められ、その他の未墾地、森林、河沼等は公私共通で利用するよう律令制度が定められ、各地に地方行政府たる国府が置かれ、長官を国司といつた。大化の革新以後豪族の土地兼併は禁止されたが、年月が立つにつれて権力者は山野を開墾して占有するようになつた。口分田も不

足してきたので、これを補うため政府は開墾を奨励するようになり、中央の貴族や社寺は開墾して次第にその区域を拡大した。また、地方の権力者は租税を免かれるため、実権は収めながら名義だけ所有地を中央の貴族に寄進することも行われ、いわゆる莊園ができてきた。平安時代の中期以後（一〇〇〇年以後）にいたると全国で公の土地より莊園の方が多い有様となつた。莊園が発達すると、領主は農民より年貢を取りたてるようになり、莊官、莊司などが置かれた。当時政権を握っていた藤原氏の経済的基礎は広大な莊園であつた。莊園は京都より遠く離れた地方にあるため、京都附近に住んでいた庄園領主より地方に住み農民に接しているものに権力が移り、実力者を生じ、実力者は武力で自領を守るようになつて、中央の藤原氏は衰え、平安末期には源平両氏が実権を握り、両氏が争うに至つて中央政府の支配権は急速度に失われた。ついで源頼朝が平家を亡して承久三年（一一九二）、鎌倉幕府を立て、郡県制（律令制）に代つて莊園を中心とする封建制の土地制度を立てた。すなわちこれが幕府の創設であり、封建制度の発足である。（文六、一）

次に文書に現われる事蹟としては、すでに応神天皇（十五代）（二七〇—三一〇）の時代に「伊豆國から巨船を献す」（日本書記）とあり、また吉奈温泉（現田方郡天城湯ヶ島町吉奈）の由来によれば、「僧行基（六六八—七四九）云々」とあつて、天城山周辺にも古い昔からある程度村落のあつたことが窺われる。歴史上の事蹟が多く現わされてくるのは、源頼朝の配流のころからであつて、当時は各地に小豪族が散在し、中でも伊東祐親、河津三郎などが著明である。かれらはそれぞれ地方の権力者に従属しながら、半面、半独立的な地位を利用して勢力を維持していたに過ぎない。その後、後北条氏により平定され、伊豆一円はその傘下に統制されたが、これら的小豪族は地侍、郡代、小郡代などの役目をもらい、かなり恣意的に農民を支配していた。山林利用の権限も与えられていたが、まだ開発されていないので、かれらによる森林利用は低調で、見るべきものは残つておらない。

山間部落——山間部落として注目すべきものは賀茂郡西伊豆町大沢里（宮ヶ原、大城、彌宜の畠、白川の四部落に分れる）と田方郡天城湯ヶ島町持越、猫越である。前者の大沢里（オーソーリー）は仁科浜から約三里、一色部落から一里も離れた山間村落であつて、「ソーリ」という語は「焼畑」を意味し、その開発についての資料は見当らないが、古老の話では「約八〇〇年前」とも「約四〇〇年前」ともいわれている。約四〇〇年前といえれば戦国時代の末期であり、天城山周辺の部落には武田氏残党の後裔が多く、また大城部落のごとく地形が外敵の侵入防禦に好適である点などより、追捕を逃れた落武者の隠れ部落として開発され、農地を開墾し、山林を利用して自給自足の生活をしていたものと見るのが妥当で、大沢里部落の発生は約四〇〇年前といえよう。後者のうち持越部落は慶長年間（一五六六—一六一四）に持越鉢山とともに開けた部落であり、猫越部落は徳川時代（一六〇三—一八六八）の中期に湯ヶ島から移住したものである。

造船など——応神天皇（十五代）の五年に伊豆国にて長さ一〇丈の造船を命じ、船名を「枯野」と呼び（日本書紀）（項末資料参照）また承元二年（一二〇八）に神宮寺造営材を狩野山の奥から伐出して河津の海に運んでいること（東鑑）（項末資料参照）より見れば、三方海に囲まれた伊豆国は船との関係深く、またケヤキなど造船の適材に富んでいたことなどより、昔から造船技術が進んでおつたと思われる。

なお「枯野船」の遺跡と伝えられるものが二つある。一つは松ヶ瀬村（現田方郡修善寺町）の笠御明神であり、他は堂ヶ島（現賀茂郡西伊豆町）の橋——狩野船の餘材で造つたという——である。

東鑑の神宮寺は明確でないが、郷土史家の説によれば鎌倉八幡宮とのことである。

#### 資料

○応神天皇五年甲午十月

冬十月科伊豆国令造船。長十丈、船既成之試浮于海、便輕泛疾行如馳、故名其船曰枯野。（日本書紀）

承元二年閏四月二日

神宮寺造當材不自伊豆國狩野山之奥出河津海。

## (2) 後北条時代と豊臣時代

(資一一七)

後北条時代より以前の伊豆国は、小豪族が各地に割拠して小競合を続けていたが（前項）、後北条によつて平定された。これよりさき、北条早雲（長氏）は明応元年（一四九二）伊豆を占領し、同四年小田原城を攻略して拠点をつくり、漸次領土を広め、伊豆より築城材を輸送して小田原城の要塞を強化し、その勢力は最盛期には南関東一円に及び、伊豆地方の小領主・小豪族達はいづれも礼をもつて後北条に臣事した。後北条も戦国の例に洩れず五代（長氏・氏綱・氏康・氏政・氏直）、約一〇〇年にして天正十八年（一五九〇）豊臣秀吉のため小田原城をはじめ、韭山城、土肥城などつぎつぎと攻略されて、ついに滅亡した。（文七）

政策——後北条の政策は、近世封建社会形成の萌芽をなすものとして注目に値するものである。

後北条以前においては、伊豆地方の小豪族は郡代等の役目をもつたが、半独立的な小領主的地位にあつたのであるが（前述）、後北条は小領主的性格を排除し、すなわち小豪族が百姓を支配し、山野を利用して中間的に搾取していくのを改め、かれらを単なる封建家臣とし、百姓に對して直接的に、また統一的に支配することを意図し、実施するにあたり虎の御朱印判を用いて権威つけ、大領主として君臨した。弘治二年（一五六六）の御朱印状によつて、天城山の支配権は確実に後北条に移つたのであるが、領有の意図は経済的には天城山の森林資源、軍事的には天城山の要害などであつた。

天城山について注意すべきことは、この時代には天城山を狩野山と呼び、大見山は狩野山のうちに含まれてお

おらず、別にとりあつかわれている点である。大見山の範囲がどれだけであつたか明確でないが、現在残つてゐる大見の地名、あるいは遠笠山が江戸時代中期まで天城山御林でなかつた点を考えると、今日の遠笠山周辺が大見山と称せられたものと思われる。

後世秀吉の国内政策として高く評価されたものは検地である。検地は信長も行い、各領主に対し「指出」（サシダシ）という領土内の状況を調査した帳簿を提出させたが、秀吉はこれを徹底させ、天正一〇年（一五八二）以来役人を派遣して検地帳を作らせた。検地は耕地を測量して面積と地味とを査定し、これによつて、納稅額を定め、「作職」という耕作権を与えるとともに、責任を農民に持たせ、検地帳に記るされた作職を持つ農民を「本百姓」といい、その他を「分附」あるいは「分附百姓」とい、分附は次・三男以下の男で総領（長男）より耕地をもらい総領の名で耕作した。また検地帳に記載されていない小百姓を「水呑」とか「頭振り」と呼び、耕地がないので本百姓に屬して使役された。秀吉は全国の戸口を調査して農村の実情を知り、また武士が農民や町人（商人）になることを禁じ、農民は農業に精励して自給自足の生活をさせるようにした。城下町は武士が集合して栄え、都市の豪商は領主の命のもとに、代官として農民から集まつた生産物の取引をした。（文八）

そして伊豆地方においては、信長・秀吉が統活しておつた天正（一五七三—九一）、文祿時代（一五九二—五）の僕地の古文書は散見されるが、山林利用についての資料はわづかに次記のみであつて、結局、軍事的目的で支配していたといえる。

木材の利用——嶽南史によると次の三件が記載されている。

(a) 天正十九年（一五九一）豊臣秀吉の命を受け、徳川の家臣高力左近清長が奉行となり、山本帶刀成行・津金勘兵衛久清・多田三八郎・島宮内らをつれて伊豆山中で船材を伐りて造船したと伝えられる。思うに秀吉が朝鮮に出征したのは翌年の文祿元年（一五九二）であるから、出兵用の船であつたであろう。

(b) 文祿二年（一五九三）十一月五日松平主殿助家忠が、伊豆山中で、伐木奉行より材不を受け取り、同月二十七日より搬出したと伝えられる。

(c) 慶長十四年（一六〇九）ウイリアム・アダムス（英人帰化して三浦按針といつた）は、幕府の命をうけて、伊東の河口で造船し、その造船技術が詳しく述べられている（資料一一三）。

管理・保護——伊豆では昔から領主の保護取締りはきびしく、容易に伐採を許可しなかつたようである。後北条時代、弘治二年（一五六六）には狩野村櫓奉行に命じて耕地面積に割りあてた賦役（人夫）、積立金、普請に使う人足は指定どおり差し出させ、また、毎年暮にはその年に伐採した材木の本数を報告させた。（資料一）、永祿二年（一五五九）には制度を厳にし、山奉行に対し雜不の伐採をも届け出るよう指令し、また他郷の者の森林盜伐を防止するよう厳重に申渡し、怠慢の場合には重く処罰する旨を通達し（資料二）、永祿七年（一五六四）には山奉行に対し、狩野山において杉檜の伐採を停止し、領主の御用材は虎の印判を押して下命し、山奉行が収賄して不正な伐木を見逃し、他より注進されるような場合には、山奉行父子は極刑に処すとの厳重な通達を発し、また毎年末にはその年に伐出した板・材不の数量、収支を通知するよう命している（資料四）。また同年山奉行は制札を立ててスギ・ヒノキは一本伐採しても捕えられる旨を掲示している（資料五）。

次に当時狩野山より伊東まで不材を搬出した場合の人夫賃は天正十四年（一五八六）に一例、同一五年に二例同一六年に一例あつて、いずれも一日一人二〇文であるが、天正一五年山中城の普請に使つた人夫賃は一日一人永樂錢六〇文支払つてゐる（資料五）

## 第二 徳川時代

### I 封建政治と農村の生活

#### (3) 封建政治

概要——徳川幕府の行政組織として最高の職は大老であるが常設ではない。その下に数人の老中、その下に数人の若年寄があつて、老中・若年寄は一ヵ月交替で政務をとり、若年寄の下には社寺奉行・勘定奉行・江戸町奉行・所司代（京都）・城代（大阪）が置かれ、勘定奉行は、民政をはじめ財務・司法を受け持ち、森林に関する勘定奉行の下に御林奉行を置き森林に関する事務を司らせた。天領に配置される郡代・名主以下は勘定奉行に隸屬していた。時代とともに社会も進み、森林に関心が注がれ、山林の保護を目的とし、多少の経済性を認めて代官の下に専任の御林守を置いたのは、伊豆の天領では江戸幕府開始後約百年をすぎた元祿二年（一六九八）である（資料八四）。（文八、二）

封建制度の完成は、わが国では徳川時代である。封建制度は土地所有制度と密接な関係があり、徳川時代は皇室御料（三万石）のほか、仙洞御料・女院そのほかの御料があり、皇族・摂関家・公家などの家祿も定められ、幕府直轄地（天領または御料）は全国の四分の一に及び、日本六八カ国（うち四七カ国に散在し、極重要な地に奉行、その他に代官を置いて支配し、幕府の勘定奉行が統率していた。大名領は将軍の判物または御朱印状をもつて授与され、明治二年（一八六九）の数によると御三家および御家門二十五家で領地は三三〇万石、譜代大名一五六家で約七〇〇万石、外様大名一〇一家で約八〇〇万石を領していた。幕府および諸条は土地・人民を世襲的に統治し、諸侯はその一部を臣下に封土として与え、臣下がこれを治めた。諸侯・臣下に封土を与えることは、御恩にして、御恩に対する反対給付として諸侯は將軍に、臣下は諸侯に軍忠を誓つた。これが奉公である。この御恩・奉公の関係、すなわち上下相貫の主従関係と封土関係により封建政治は成り立つのである。かかる政治の

支配形態が封建制度である。元来封建制度は自然経済の基礎の上に成立するものであつて、極言すれば、土地が唯一の収入源であり、農業が唯一の生産業である時代の政治形態である。端的にいえば、農民に米を作らせ、政府は国税として農民より米を納入させ、それを武士に配給する簡単な政府であり、米が経済・生活の中心であり、米遣い経済など称せられ、貨幣経済とは根本的に異つたものである。この基礎の上にのみ封建制度は安定し、政治機能を完全に發揮しうるのであつて、徳川中期まで安定しておつた。封建制度の特徴は人を職業によつて「士農工商」の四階級に分ち、武士を最上とし、武家の年貢を生産する農を二位とし、工業に従事する工を三位とし、金銭の利を集め商人（町人ともいう）を最下の四位とし、これを世襲的のものとした。武士に主従の関係があるごとく、その他の社会にもこの主義により、召使は主人に、小作人は地主に對して主従關係が成立し、この規制された身分の區別は、神聖視され、身分にともなう特權は極度に尊重され、一切の制度変更は嫌忌され、旧慣例は政治上にも生活上にも原則としてみなされ、そのうえ礼法や格式でしばりあげ、言論の自由はもちろん、世情批判なども極度におさえられ、目附・密偵の監視も嚴重であつた。また各種の職業にも座・株・仲間の制度があつて、仲間以外のものは新らたに同業を営むことを許さないのはもちろん、学問・武芸・遊芸にいたるまで、古い形式を守つて改めず、「中免」「免許皆伝」「秘事口伝」などの制度があつて、儀礼形式にのみ抱泥し、学問・技芸にても一度その門に入れば、その流派のほかに出づることは異端・邪説として排斥せられる有様であった（文一、八）。

注 農村での格式・身分などについては(4)の二村の掟の項参照

経 過——江戸幕府の開始（一六〇三）より鎖国令の発せられた（一六三九）十七世紀前半は、大名・農民に対する幕府の封建統制も意のままに進められ、幕府の財政もゆたかで、黄金時代であつた。しかし一七世紀の後半から一八世紀にかけては都市交通の発達がめざましく、京都は古都として、大阪は商業の中心地として江戸

は武家の大消費地として繁榮し、都市の商人は榮え、生活は贅沢となり、都市と農村との格差がはつきりしてきて、都市を「町方」、農村を「村方」「地方」といい、町方に住む人を「町人」といつた。かくして町人が財力的に社会的に実力をもち始めたのは一七世紀の終りごろの元禄時代（一六八八—一七〇三）からである。またこの頃から幕府の財政も傾きはじめ、貨幣の品質を落して収入の増加をはかつたが、物価は上昇して経済混乱し、一八世紀に入り、六代家宣は新井白石の策を入れて良質の金貨にあらため、八代吉宗は質素儉約を奨励し、新田開発を盛んにし、十一代家斉は松平定信に命じて天明七年（一七八七）の儉約令を中心とする寛政改革など行つたが大なる効を收めなかつた。徳川時代の終りに近づくと、永いあいだに農業も発達し新田の開発によつて耕地面積も広くなり、一六世紀末約一五〇万町歩であつた耕地が、一八世紀初期には三〇〇万町歩となり、農村生活も向上し、商品が農村に入るようになり、農民の自給できない農具・塩・魚などを求め、その代りに棉花・菜種油・紙・蠟などを売るようになつた。次第に貨幣で品物が買えるようになると自給自足態勢がくづれ、大百姓を藩とも財政困難に陥り重税を課し、農民の困窮がはなはだしくなつた。かつ災害も多く、享保年間（一七一八—三五）の九州の虫害、天明四年（一七八四）、天保七年（一八三六）の東北地方の冷害のごとき餓死するものも多く、天明の飢饉では死者十数万人といわれている。一八世紀以後増加した一揆は凶作と重税の二重苦に反抗して立ち上つたもので、次第に数を増し、規模も大となり、全国的に波及し、封建政治の基礎はこれにより、動搖した。（文八、七）

附 都市の生活と封建制の崩壊

封建制度が確立されると都市は幕府・大名の任命する町奉行が治め、農村は郡奉行の支配下に置かれた。江戸の町を例にとると、町奉行の下に町年寄役が置かれ、数カ町、あるいは十数カ町ごとに名主が置かれ、名主

は町奉行・町年寄役から渡される御触をすみすみまで伝達し、戸籍調査・治安の取締りなどが主な役目であった。農村同様五人組制度はあつたが、移動が多いので家持だけの組に改められた。そして大屋（屋主・貸家人）と店子（借家人）との階級制がきびしく成立した。

都市の繁栄は経済の膨脹であり、経済は商人の独占であつて、経済は消費のうえに成りたち、消費の対象は武家階層である。封建社会である以上町人も統制はうけたが、農民にくらべると弱く、身分は最下位でも経済力を持つてゐるので認めないわけにゆかなかつた。

幕府・大名は領有地より収入をえて、自家および家臣達を扶養しなければならない。その収入の大部分は年貢米であつて、そのほか役とか運上・冥加金などの名目で商工業者から雜税をとつていた。また幕府・藩は直営事業を営んで収入の途をはかつたものもあつたが、収入はだいたい固定していた。しかし物価は次第に高くなり、家臣を養うためにも支出は増加し、江戸駐在・参勤交替の経費もかさみ、収支困難となつた。年貢は物納なので年貢米や藩の生産物などを貨幣に換えねばならなかつた。そのため諸藩は大阪に蔵家敷を設け、大阪の町人（蔵元商人といふ）によつて販売され換金した。年貢米の管理など最初は派遣された武士が行つてゐたが、後には蔵元商人が担当するようになり、藩の財政が赤字になれば、蔵元商人から借金し、秋收穫の年貢米で返えすようになつた。そしてこの傾向は年とともに強くなり、領内の生産物の増加を企画したり、家臣の俸祿を減じたり、農民の年貢を増したり、苦心するけれども、收支のアンバランスは大となるばかりで、大名は豪商から借財して実力を失い、農民は疲れ、武士は窮乏して富裕な商人から養子を迎えるいは内職して生活を立てるようになり、経済的生活の貧困から近世封建社会の基盤は傾き、これに社会生活の底を流れる人心の不満、すなわち封建制度に反対する庶民文化や国文学そのほかの復古思想・外国船の開港要請など騒然たる世相のうちに尊王攘夷の思想も起り幕府の崩壊を早めたのである。（文八）

#### (4) 農村の封建制度

##### (1) 伊豆国の総石高と村々

慶応年間（一八六五—七）における伊豆国の総石高は八二、三六四石で、そのうち幕府領（御料所）二三、六七二石、大名領（私領）五〇、六六九石で、そのほかに社寺の分（御朱印地）一、三一七石、除地の分八四石、雜稅（小物成）の分七六石を加えると総計は八三、八一九石となる。（注一、合計と内訳とが一致しない詳細資料八参照）（注二、（8）代官手附・年代の項参照）三島代官所の所在地三島町を含む君沢郡のほか田方郡・加茂郡・那賀郡の四郡よりなり、その下に一九組二八八カ村があつて、村のうち三カ村は御朱印地であつた。組名をあげると三島組・安久組・大土肥組・東浦江間組・丹那組・中島組・原不組・稻沢組・佐野組・多呂間組・浮橋組・加納組・大見組・田井組・谷田組・狩野組・松崎組・川津組・内浦組である（資八）。

天城地方の領主と村との関係を見ると、御料地の間に大名領が配置され、しかも小さい村が二・三ないし五六名の領主で支配されるものもあつて、この複雑な領主と領民の配置が政治の紛糾の因をなしたことは既述したところである。参考のため君沢郡の村と領主との関係を次に例示した「括弧内は領主である（資八）」。

##### 君沢郡各村の領分関係

三島町（御料）、幸徳村（島田次右エ門・牛込忠右エ門）、徳倉村（飯島三左エ門・永井善吉・阿部忠左エ門・秋山平吉）、佐野村（三宅源五郎・須田市兵衛・井出太左エ門・島田直次郎・大久保彦兵衛・新庄伊織）、塚原新田（御料）、市野山村（御料）、川原ヶ谷村（御料）三ツ谷村（御料）、谷田村（御料（大部）・新庄伊織・井出太左エ門・井出六右エ門・大久保七兵衛・大久保勘兵衛・鳴田頼次郎・三宅政五郎）、竹倉村（御料）、中村（御料）、小沢村（大久保直之丞）、大場村（御料）、中島村（御料）、安久村（河津



御林守の担当区名と住所・名（宝暦十三年）

担当区名	担当区域	御林守の住所
仁科口	仁科八力村・内浦四力村・松崎十四力村	中村
川津口	川津十七力村	平
湯ヶ島口	湯力島三力村	六
大見口	大見八力村	名
仁科口	梨本村	
川津口	山本村	
湯ヶ島口	与治郎兵衛	
大見口	菅引村	
仁科口	三伝兵衛	
川津口	吉	
湯ヶ島口		
大見口		
仁科口		

(乙) 助郷

農村の生活を述べるまことに、それと密接な関係ある助郷と五人組制度につきて一言する必要がある。

助郷とは主要な街道の宿駅に、常備する人馬の不足を補うため、人馬の徵發を受ける街道の郷村をいうのである。この助郷は公領・私領の別なく幕府が指定し、徵發される人馬の数は、村高に応じて課せられた。後には課役をも助郷といいうになつた。両者を區別して助郷村、助郷役といふ。

元来、宿駅間の駅遞補助のため、沿道の農村より人馬を課徵する制度は、徳川時代以前よりもあつたが、幕府もこれを採用した。徳川時代の交通路は、幹線の五街道と支線の脇往還（脇街道）が定められ、それぞれ官設の宿駅（単に宿ともいふ）が設けられていた。例えば東海道（品川より大津まで）五十三次というごとく五十三宿があつた。宿には一定の人馬をつねに備え、公用の人馬繼立の義務を負わされていた。後年には宿が疲弊して常備の人馬は定数以下に減じた。宿には問屋があり、宿役人が管理し、人馬を仕立てて次の宿に送る事務をあつかつた。宿の人馬を使用しうるものは勅使・公卿・幕使・諸侯・藩士などの特權者であつて、賃銀にも無料。

有料の差があつた。公武階級の宿泊所は本陣・脇本陣であつて、庶民のために多く旅籠屋があつた。万治二年（一六五九）宿駅に保護が加えられ、地子（都會の宅地に課する正租）の免除、飼馬地の給与、継飛脚問屋給米の支給などあつたが、人馬の徵發が負担能力以上に課せられたので、助郷村は困窮に陥つた。貞享のころ（一六八四—七）までは、助郷の人夫を使うのは封境、あるいは国郡を限界としていたが、不便なので元禄二年（一六八九）改めて宿駅附近の郷村をその附属の助郷村と定めた。その後助郷村の地域も漸次拡大し、宿駅における助郷人馬の請負制も発生し、宿駅人が奸策を弄するに恰好の機会を与えるようになり、助郷村民は不当な負担を加えられたのである。正租のほかに助郷役を課せられた農村の疲弊は深刻を極めたと評されている。助郷役は年中絶えることなく、助郷役に出るものは少壯の農民で、ことに多量の課徵は農繁期に多く、一層苦しかつた。五街道のうち東海道の助郷が最も重く、助郷役は絶対的にも相対的にも極めて大なる負担であつことは明かなことであつて、助郷村の負担を軽減する目的で助郷を追加し、増助郷・加助郷と称したが、その他には何等の改良策も講ぜられなかつた。助郷村より幕府に向つて困窮を訴え、助郷役の休役、または免除を歎願することは広く行われ、幕末には領主の赤書を乞い、あるいは遠路江戸に赴いて、窮状を訴えたものもあつたが、多くは徒労におわり、ついに一揆をおこし、不勤を断行した例もあつた。ことに、伊豆地方は嘉永五年（一八五二）のロシヤ船の下田來訪、安政三年（一八五六）の米國総領事ハリスの下田着任前後より下田街道の交通は急に頻繁となり、沿道の助郷役は日に月に荷重を加え、堪えがたい状態であつた。維新直後、「即今天下万民塗炭の苦、この助郷を以て第一とす。若し之を廢さば實に万民の大幸王政一新の実効ここに顯はると云うべし」とまで非難されたものであつた。助郷制度は明治五年廃止された（文一）。

実施状況——助郷状況を見るに、江戸中期、天明八年（一七八八）ごろ湯ヶ島所には大見組十六力村と田沢村等十カ村の二組の助郷があり、対岸の吉奈崎所には本柿木村等十三力村一組の助郷があつた。助郷より差しだ

す人馬の数は各村の石高により割りあてられ、次の例では高一〇〇石につき人足七・五人、馬〇・六頭になつてゐる。湯ヶ島鎌所に差しだす大見組の詰所人・馬の数量と各村の石高を示すと次のようである。

大見組十六カ村の石高、差しだす人足・馬（助郷後）数量

村名	石高	人	鴛籠	馬	備考
梅宮	一一五	九五	一〇一	一一二	高一〇〇石につき人足七・五人、馬〇・六頭
冷柳	一一一	八三	一一一	一一一	
德原	一一五	八六	一一一	一一一	
中地	一一九	八六	一一一	一一一	
予原	一一三	八六	一一一	一一一	
姫倉	一一五	八六	一一一	一一一	
役場	一一一	八六	一一一	一一一	
役ノ	一一一	八六	一一一	一一一	
役藏	一一一	八六	一一一	一一一	
役倉	一一一	八六	一一一	一一一	
役坊	一一一	八六	一一一	一一一	
役湯	一一一	八六	一一一	一一一	
役引	一一一	八六	一一一	一一一	
役野	一一一	八六	一一一	一一一	
役瀬	一一一	八六	一一一	一一一	
役戸	一一一	八六	一一一	一一一	
役堂	一一一	八六	一一一	一一一	
役木	一一一	八六	一一一	一一一	
役永	一一一	八六	一一一	一一一	
役川	一一一	八六	一一一	一一一	
役上	一一一	八六	一一一	一一一	

野幡	八城閔	計
四二五	一八三	二、九一〇
三四二	一四	二一八
三二	一一一	八
一三三	一一一	二一

田沢村等十カ村の助郷役は、総石数一・九五八石に対し、鎌所へ差しだす人足は一四七人、馬一〇頭で、吉奈村詰所（本柿不村等十三カ村）の助郷役は、総石数四・八四三石で、差しだす人足は三三九人、馬三〇頭であった（資一三）。（注）高一〇〇石に対する助郷役は大見組と同様である

伝馬宿の経費——伝馬宿（宿駅ともいう）の費用を例にとって見ると、弘化四年（一八四七）姫ノ湯村会所の伝馬宿の経費は、出役料・飛脚料・飛脚の飯代・集会費・茶代など合計永三貫七五文六歩八厘であつて、これを会所に所属する十二カ村に、石高により割りあてて徵収する。本例の標準は各村の石高合計が一・五九一石であるから、一石につき永一九文三歩四厘にあたる（資一四）。

また嘉永五年（一八五二）大見組十二カ村の加助郷の経費は合計二六貫九二文六分六厘であつて百石につき永一貫六九二文五分に当つている（資一六）。

以上のように助郷にとつて助郷役の負担は重く、経費の支払についても紛糾を生じ、安政二年（一八五五）には湯ヶ島村と八幡村との間で金八八両餘の支払について争つている（資一七）。

注 永は永樂錢の略字で、慶長一三年（一六〇八）に金一両につき永樂錢一貫文、錢四貫文と定めた。  
金貨幣は「両・分・朱」と四進法（両以上は十進法）とした。すなわち永二五〇文を金一分とし、金四分を一両とした。（文一）（資一四）。(4)貨幣制度の項参照

#### (イ) 五人組制

五人組制度は古くより行われ、豊臣秀吉は慶長二年（一五九七）民間の自治組合として諸奉公人は五人、下人（百姓・町人）は十人で一つの組合を作らせ、連判をとつて辻切・強盗・掏摸の防止にあたらせたが、徳川時代に入りて完全な発達をとげた。まづ浪人に対する取締、キリスト教禁止令の実施に遺憾なく使われた。寛永（一六二四—一四三）以後五人組に関する法令がたびたび発せられ、承徳四年（一七一四）五人組帳を作り人民より法令遵守の誓書を取つて励行されたのである。その組織の大要是、町と村とではやや制規を異にし、町では地主（家持）だけで、村では百姓だけで、近隣の五軒で組合を作らせた。その目的は相互検察・共同担保・互助救済にあつて、各組合員は次のごとき義務を負つた。すなわち（イ）婚姻立会（ロ）養子縁組立会（ハ）相続・遺言・廢嫡立会（ニ）後見・財産管理（リ）品行監督（ハ）旅行通知（ト）請願・出訴通知（チ）売買・質入証書の連印（リ）犯罪連帯責任（タ）耕作助力（リ）租税代納等の義務である。すなわちこの法令で最も苦痛に感ぜられることは、五家の連帯責任がつねに成立していることである。犯罪はもとより不動産の売買・質入にも連座し、素行の監督にも責任を負ひ、病氣で耕作できない家があれば代つて組で耕作し、一定の収穫をあげねばならない。納税不能・滞納の家があれば組が代納しなければならない。夜逃げなどできるものでなく、大小の犯罪も五人組の間で知らなかつたとは云えないのでなつていた。

そして組合員を代表し、また名主・庄屋または一村の組頭よりの通知を組合員に伝達したり、その他一切の事務を行うため組頭一人を置いた。（組頭は判頭・筆頭ともいつた。）その選任方法は家格・選挙または役所の任命いづれかによつていた。なお五人組には五人組手帳が保存され、手帳は前置と証文（請書）とよりなつていて、前者は五人組法令を列挙し、後者は法令の箇条を毎月あるいは年数回村内の惣百姓に読み聞かせ違反しないことを誓わしたものである。そして各組ともこれを保管し、一は村役人以下各五人組合員の連名連判を附し地頭もししくは奉行所へ提出し、一は町村役人の下にとめ置くのである。この法令の箇条は普通數十項より成つてゐるが、時には百五十条にも達するものがあつた。その内容は中・末期には警察・宗教・吏員・駅伝・租税・勤農・営業・道徳・身分・節用・民事・刑事・訴訟にまで及んでいた。要するに本制度はその中核をなす連帶責任という重圧によつて、庶民の不平不満を抑え、社会秩序を強権によつて維持せんとしたものである（文一）。

#### (乙) 村のおきて（捷）

村民の守るべき村の規則（捷）は、時代により多少の変遷はあるが、結局、五人組の守るべき条項である。比較的古い平穏な天文五年（一七四〇）の村の捷は五四項目よりなり、その大略をしるすと次のようである。

封建制度下で法の秩序を維持するため連帶責任制を採用し、五人組制を設けて身近かな人達が知らなかつたといつて罪を庇護したり、罪を逃れたりできないようにして、犯罪防止の手段にしたことが中核である。

宗教については、キリスト教の信仰を禁止し（項二）、召使いの交代は男女を問わず、キリスト教徒でないことをたしかめ、かつ承諾書をとりて傭うこと（項四九）。納税については厳重に申渡され、年貢（成箇）の賦課（割付）の通知があつたときは、零細な百姓（出作）までも異存なき請書を入れ、本年貢米・雜税（小物成・浮役・連上物）は納入期を厳守し、不平の訴願は受けられず、税の納入不足の場合は、名主・組頭まで叱りを受け、逃亡者（欠落）の年貢は五人組で代つて納める義務があつた（項三・四）、独身者の百姓が夫役に出たため、または長い病氣のため耕作しえない場合は五人組および村内で助け合い耕作して荒地とせず、年貢を納める責任を持つこと（項五〇）、田畠については隠田はもちろん、各種の雜税（小物成・浮役・臨時物・連上物・雜穀）など隠匿すれば強く罰せられた（項一四）、百姓は納税を第一義に考え、納税前は借金の返済、寄附金（勧進）を出さないように仲間同志（相連）で注意し（項八）、山林原野はつとめて開墾し、新らしい開墾地・開墾をしなければならないような荒れた土地（永荒起返）があれば、ただちに届出で、（項七）、幕府の蔵に納むべき貯蔵米

(御城米)は、品質を吟味しとり扱いをしていねいにし(項五)、港でも御城米船を鄭重にあつかい、干潮時には見張りをつけ、汐がみちれば、いつでも出帆できるよう準備をとのえ、(項三八)、御林(御領の森林)については、きびしく保護が行われ、竹木はもとより、技葉まで伐採・採取を禁じ、百姓の所有林・屋敷林(四壁の林)までみだりに伐採することを禁じ、御林および並不の風害不は届け出でねばならなかつた(項二〇)。その他の制度としては、徒党がましい行為は、理由をとわず、厳禁され(項一〇)、鉄砲は所有者以外のものに貸賃(鍵役)をとつて貸借することを禁じ、狩猟しうるものは猪・鹿に限られた(項一三)。田畠・山林・屋敷は從来同様永代の売り渡しや、準売り渡(頼納)を禁じ、田畠の質人れは天文二年(一七三七)の掟どおり質主・名主・年寄・五人組が連判し、返済期限一〇年以内に限つて許可され、地主が名主の場合(名主が入質)は相名主・組頭・年寄の連判を必要とした。また社寺有地(御朱印地)は質入れすることを禁止され、(項一五)、つごう(都合)つきしだい受けだすという契約で質入れした土地は、質入れ後一〇年をすぎて訴訟しても取りあげられず(項一八)、質物をとるには、たしかな証人を立て、これを略して物品を贈与して質入れすることは禁止され、疑わしい質物を内密に取ることも許されない(項五一)。また小作者が小作米(宛米)を定める契約文には証人を立てて地主に提出し(項一六)、役所向のことでは、街道の番所(口留)、港湾の番所(津留)の役人および村民には税金(御役・分一・運上物)など諸物・公役につき不正の行為なきよう戒め(項一九)、村内の堤、河川の浚渫(川除)・溜井・用水・諸普請は、怠らず施行して大破しないよう留意し(項二一、二三)、村の制札(高札)は大切に保存し(項二二)、また、村で使う課役(夫錢)はもれなく記帳し、毎年末に計算し、翌年正月役所に提出し、餅米・納代米はその都度百姓に割当てて分配し、受領印をとり、金錢で勘定することは許されない(項二八)。公の街道(往還)の道路・橋はもちろん、脇道・小道でも交通不便のところには橋をかけ便をはかり(項二九)、御伝馬(宿駅)の宿ではつねに一定の人馬を備えて交通に支障なきよう助郷による人

馬の徵発に意をもちい(項三〇)、公用の役人の通行には昼夜風雨の別なく所要の人馬をさしだし、賃銀は所定の額を受取ること(項三一)。村旅行者が喧嘩すれば事情を聞き、負傷者・病人があれば医療を加え、殺害された人・自殺人・行き倒れがあれば、人をつけて所持品をしらべ、いづれの場合も役所にとどけ、酒に酔つた人があれば留め置き、事情を聞き支障なければ放免し(項三二)。逃亡者(逐電)・離村者(欠落)は役所に届けいで、ことに遠国に行つてしまつたものは他行帳に記入し(項三三)、毒物や金銀偽造者は捕えて役所に申しこで、人身売買や、捨子を質に入れるることは禁止されていた。浮浪の老人・不具者はいたわり、特殊の事情で難渋している人は届出でて保護を加え、幾代にも仕えている召使は、理由なく解雇することはできない(項三四)。村から村へ廻わすおふれ(村縁の廻文)は各村で受取つた時日と、他に送つた時日とを記入して次の村に廻わし(項三五)、宿場などに立つ市日(市の立つ日)はもちろん、押し売り・押し買いを禁じ(項三六)、海岸では御城米船はもとより、その他の船でも遭難のときは、ただちに救助船を出して救い、船所にひき渡し(項三七)。海岸の漂流物(流寄物)はすべて届出ねばならなかつた(項三八)。村内の火災予防は五人組が監督し、出火の際は各家よりいでて消火に従事し、御年貢の入れてある蔵(郷蔵)は平素より村民によく知られて置き、消防にでない家は処罰された(項三九)。村内的一般警備は所々に番所を設け、番人二人をおき、火事の予防・消火・拳動不審のものの訊問を行つて收録り(項四〇、四一)、ことに村内に闕入者のあつた場合は、理由なく殺したりせず、慎重に調査して役所に届け出でねばならない。もし隠くしていたら処罰された(項四二)。他より当支配所管内に移転するものは、男女とも名主・年寄・五人組が協議し、差しつかえないものは、檀那寺・名主・組頭・五人組より証文をとり、役所へ出頭して届出で、指図をうける。他村へ移転し一〇年以上も音信不通のもの、ならびにこれに近い状態のものが、帰村を希望した場合も、ほぼ他支配所よりの移住に準じた手続を必要とした。まして他の領内より当領に入るものに対する対策では、自由の行動を許さず、名主・組頭・五人組へ届け、その上で役

所に出頭して指図をうけ（項四六、四七、四八）、他の地方から牛馬頭数など調べにきても、簡単に知らざず、証人をたて、かつ名主・組頭・五人組に伺つた後でなければ調査を許してはいけなかつた（項五一）。次に綱紀肅正・質素・儉約を奨励し、代官の下役（手代）や家来に對して金銀・米・衣服・諸道具など贈与したり、饗応がましいことをしたり、物品の貸借などすることは禁止され、役人が強要した場合は江戸に申出で（項一一）、手代が命をうけて村に出張した場合、必要以上に人馬を差しだす必要なく、宿泊の経費は村の負担とし、野菜は村の生産物を用い饗応がましい振舞を禁じた。（項一二）。衣服は布（麻）・木綿の類に制限され（項二六）、筆取・嫁取の費用も質素にして贅沢を戒め（項二五）、乗鞍や、男女で乗物に乗ること、ならびに帶刀はもちろん、大きな脇差を身につけることも禁止されていた（項二七）。また昔から伝わる酒造家以外は新らしく酒屋を始めることも許されなかつた（項五三）。神事、祭礼については、年中行事として行われるものは一切贅沢にならないよう慎み、奉納相摸（勧進相摸）、その他の見世物類は一切禁示され、新らしく始める祭礼や臨時祭礼のみならず、臨時に会合することも許されず（項四三、四五）、また新らたに寺や神社を建てることはもちろん、小祠でも禁止され、それ等の修理もできるだけ節約して小額にとどめ、法事・追善などを行うにも質素を旨とするよう注意しなければならなかつた（項四五）。

家族については、相続の場合家督および（財産）田畠とも長男に譲り、次男以下は耕作して勤らいて生計を立てたか、商人・諸職人などに弟子入りして将来自活の途をうるようにして、高五石、地面五町以下の百姓は高・田畠を分譲することを禁じ、この制限以上田畠を多く所有し、子供に分配したいものは、届出でて指図をうけるように定め。なお、相続財産（跡式）は生存中から確定し、名主・組頭の認印を得ておかねばならなかつた（項一四）。百姓のうちにて親孝行の人、不幸の人は名主に報告され、家業・耕作に精をださぬ怠惰者、百姓に似合わぬ遊芸者、行状悪しきもの、多弁・わが儘もの等は、五人組より名主に届けいで、訓戒された。また他人の訴訟（公事）を取りもち、あるいは悪い心で村を騒がすものも罰せられた（項九）。

最後に印鑑は大切にし、名主・組頭・年寄は役所に差しだし、百姓・水呑百姓は名主に印鑑を預け、紛失・変更した場合も以上に準じて手続する。百姓の印鑑は庄屋・組頭に預けてはならなかつた（項五四）。

以上各項の終りには事項の軽重に従つて、それぞれ名主・組頭・五人組より役所に届出る義務があるとか、指揮を受けるとか指示し、違反すれば犯罪となり、累を他人に及ぼすことを揚げて「可為曲事候事」と警告している（項五四）（資九）。

#### (4) 貨幣制度

江戸時代の貨幣には金・銀・銭が用いられ、三貨の交換割合（比価）が元因で通貨価値が複雑である。一国の貨幣に本位貨・補助貨の制度が確立せず、素材価値が貨幣価値の重要な要素をなすためである。

(1) 比価の成立——三貨の間に比価の成立する元因の第一は、三貨の対立関係である。すなわち金貨は「両分朱」の称呼を有する計数貨幣として独立し、銀貨はその大部分が「貫匁」を以て単位とする秤量貨幣として金貨に対立するものであり、銭貨もまた一面には金銀貨の補助的性質を有するも、「貫文」という単位を持つ法貨である。かつ金貨・若干の銀貨および銭貨は計数貨幣ではあるが、素材価値が貨幣価値決定の上に重要な要素をなしていた。第二の原因是貨幣の分布状態である。徳川時代の初期から江戸は金遣い、上方は銀遣いといわれ、それが中心となる貨幣を異にしていた。両地方の経済交流が盛んになるにつれ、金銀貨の比価は商取引に重大な關係を生じ、今日の為替相場のごとき状態となり、大阪においては寛文初年（一六六一以降）に金相場会所という金銀貨および銭貨の取引所が設定せられたほどである。幕府はじめ金銀銭比価を公定し、金一両につき銀五〇匁、錢四貫文と定めたが、次第に崩れて元禄八年（一六九五）には銀六〇匁と改め、天保十三年（一八四二）には錢六貫文と改めている。そして市場相場は常に変動するので、三貨の比価も変動せざるを得なかつた。

(四) 比価変動の原因——変動の原因は金銀銭三貨の質および量の変化である。幕府は財政政策などで数回金銀貨の改鑄を行い、そのつど品質・量目を変更し、銭においても同様で、銅銭・鉄銭・真鍮銭あるいは一文銭・四文銭・十文銭・百文銭など種々あつて、鋳造の時・所を異にして品質に優劣があり、銭相互間のみならず金銀貨との比価も変動した。数量においても改鑄ごとに三貨の数量比が変化し、享保年間（一七一六—三五）藩札の発行が多くなるにしたがい、諸国はこれを嫌つて銀貨を持ち去り、そのため大阪の銀相場が騰貴したがとき、寛文年間（一六六一—七二）銭の増鑄によつて銭相場が下落したがとき、あるいは文政年間（一八一八—一九）諸藩が小額銀札を多く発行したため錢が多く大阪に集まり相場が下落したがとき、あるいは文政年間（一八一八—一九）諸藩下落は、諸藩はじめ武士階級および関東の庶民を苦しめ、銀貨の相場の下落は大阪はじめ関西の庶民を困らせ、銭相場の下落は一般の下層階層の生活を脅かしたのである。

江戸主要時期の金銀錢比較表

慶長一四(一六〇九)	金一両につき銀
(公定)五〇、〇	金一両につき銭
寛永一三(一六三六)	一錢につき貫銀文
元祿八(一六九五)	一錢につき貫銀文
宝永四(一七〇七)	備考
八〇、〇	寶永銀鑄造
一、五〇〇	元祿改鑄
二四、〇	寛永通寶初鑄
二一、六五、〇六	
二一、五〇、〇〇	

いま金銀銭比価の変動状態につきおもな時代の比価を次に掲げることにした（文一）。

正徳	四(一七一四)	享保	三(一七一八)	四五、〇	七五、〇
元文	元(一七三六)	安永	二(一七七三)	五六、〇	四五、〇
天明	二(一七八二)	文政	二(一八一九)	六六、〇	六六、〇
天保	九(一八三八)	嘉永	三(一八五〇)	五六、〇	四五、〇
慶応	文久	元(一八六五)	三(一八六三)	五九、九	六三、〇
三	(一八六七)	九一	〇八	九七	六九
四四	六九	四四	二三	五九	二三
一一	一一	一一	一一	七	七
九六	六六	六六	六六	六六	六六
三八	七八	七八	四〇	五〇	五〇
一一	八六	八六	四〇	〇	〇
二六	四四	四四	四〇	〇	〇
(	(	(	(	(	(
八三	五四	一四	八	八	九
五〇	二六	〇	八	九	七二
錢下落につき公定相場停止	増真鑑用せ・しむ	禁金銀を八十匁以上にするを	六年百錢	小判、一分金、其他鑄造	安永元年二朱銀鑄造
			九年保字金銀鑄造	許可	天明四年仙台通宝鑄造

かり、自己の財源を充実し、農民には最低の生活をさせ、できるだけ自給自足の経済で間にあわせるようにした。

耕地については豊臣秀吉の検地の結果が、いつまでも使用された。そして農民の土地処分については制限が加えられ、売買も禁し、狭い土地の所有者は分割が許されず、（注、不動産の売買の禁止、質入等については（二）村の掲を参照）これによつて貧富の差を防ぎ、貢租を安全に確保するとともに、一面大地主の発生を防いだのである。貢租が重かつたため農業規模の拡大をはかる餘力もなく、江戸初期には莊園の名残りもあつて、地主が多数の隸属した農民を使つて自作する場合もあつたが、次第に小作人に貸して耕作させることが多くなり、農業はが確立し、本百姓は下人（下男・下女）を使役して耕作させ大家族（一四・五人位）を構成しているのもあつた。次に田畠の売買・質入、金銭の貸借などの例をあげ、いかに小額のものでも個人の所有権が圧迫されていたか、高い利息であつたかを示すこととした（文八）。

#### 例一 田畠売買の例

納税不能のため、畠一反二歩を代価一両二分で売却し、他より苦情の出ないよう名主一名・証人三名が捺印している宝永元年（一七〇四）。（資料二一）

#### 例二 田畠の質入

(1) 納税不能のため畠四畝二五歩を質入れして無尽取立錢のうちから利息は年二割五分で錢二貫五〇〇文を借り、名主一名・証人二名が捺印している（資料二一）。

#### 例三 田畠の分割禁止

高五石・田畠五町以下の分割を禁止し（資料九）高一〇石以下の持高は分割を禁止す。（資料一〇）。

#### 例四 金銭貸借の例

納税不能のため伊勢無尽講のうちより錢二貫五〇〇文を利息は年二割五分で借り、名主一名・証人二名が捺印している。元文三年（一七三八）（資料二二）。

#### 例五 山林・竹不の伐採・牛馬の売買

自己の所有でもみだりに伐採はできない。牛馬の売買は五人組に報告を必要とす（資料九・一〇）。  
村——江戸時代の村は、すでに一つの行政単位として定められており、たいてい五〇一一〇〇戸のものが多く、零細な村であつた。多くは一人の領主によつて領有されていたが、旗本が知行している場合は数人のこともある（分郷という）。（4）イ参照）農村では商人の住むことも、農民が商業することも禁ぜられ、全村農民で、きわめて小数の半農の大工・鍛冶屋・神職・僧侶などが住んでいた（文八）。山附の村では炭焼・山の駄賃取りをするものもあるが農閑期を利用して山稼きをなし、兼業といふほどではない。しかし御用炭の年季請負が行われている地方では炭焼夫の専業・兼業労働者もいた。

村の人口と戸数

村名	人口	戸数
土肥	1490	350
奈	151	28
熊	187	36
保	313	61
野	—	32
湯	1008	255
浜	91	—
冷	522	120
中	526	—
大沢里		

資料に見られる村の人口・戸数は上表のとおりで、表中戸数の多い浜村・土肥村・中村はいづれも海岸の農村で、山村では大沢里村のほかは數十戸以下である。  
村民の職業別を例示すると、(1)矢熊村は戸数三六軒、内本百姓七・水呑九軒で、人口は一八七人、（内男九一・女九四・僧二人）で兼業の僧二人である（資料二八）。(2)原保村は山村としては大きな村で、戸数六一軒、内本百姓五〇・水呑七・寡婦三・独身者一軒

で、村内に寺院二・神社二あるゆえ兼業の倡・神官もいることであろう（資三五）。(イ)土肥村は海岸にある資料最大の村で、矢熊村の約十倍である。戸数三五〇軒の内、本百姓三一四・水呑三六軒としてあるのみでその他は不詳である。人口一四九〇人（男七四二・女七四八人）のうちには下男三二人・下女三五人を含み、職業は農業でも僧一五人・山伏一人・医師二人・家大工五人・船大工二人・木挽五人・鍛冶屋二人・桶屋二人・馬喰一人を含んでいる。総人口より見れば職業の種類は多いとはいえない。（資一八）。（詳細本項イ、ロ、ハ、ニ参照）

注 農民の山稼については(17)イ雑木・下草参照

格式・村役人——封建政治の頃で触れたごとく、農村にも家柄・格式が重んぜられ、祭礼の座席はもとより、日常の生活にも身分の別があつて、農家にも本百姓・水呑百姓または草分とか、よそ者など呼ばれた家格の差別があり、農村としての公式の席次は、幕府の直轄領が一位、旗本領が二位、大名領を三位と定められていた。村役人は名主・組頭など地方により種々な名称がある。名主は多くは村に一人おつて、高い家格と広い田畠を持ち、たいてい世襲か、数軒の家で交代して勤めていた。名主は今日の村長であり、組頭は助役である。幕府の領地では名主・組頭・百姓代を村方三役と呼んでいた。百姓代は百姓の代表である。名主がほとんど絶対の権力を握り、村の寄合は、領主の命令を伝える機関に等しく、その他の役人は形式的で実権はほとんどなく、したがつて村民の生活は名主次第で良くも悪くもなつたといいうる（文八）（資一〇）。

質素な生活——農民の生活は、きわめて質素を旨とし、法令もしばしば発せられ、とくに慶安二年（一六四九）の法令では、衣は「布」と「不綿」に限られ、食は米以外の雜穀であり、住は板敷を許さず土間の住居であり、横目・目明が巡視して厳重に監督したといわれている。天文五年（一七四〇）寛保二年（一七四二）にも質素檢約令が出ている。この追いつめられた農民生活のうち、唯一の楽しみは、休業を許された正月・節句・彼岸・盆・春秋の祭礼・その他の年中行事であつて、晴れ着をつけ、晴れの食事をして一日を楽しくおくり、また日待・月待・庚申などゝ称して徹夜おこもりして飲食することもあり、伊勢講・大師講・なども宗教的意義からでなく、ただ講の仲間が食事や茶を共にするというものになつていた（文八）。

簡素な食生活につき例をあげると、嘉永二年（一八四九）の通達では、役人の出張者に対し、村で用意する食事は、上下に分れ、上は朝食・夕食は一汁一菜づつ・昼は一菜で、下は朝食・昼食・夕食とも一汁または一菜のみと定め、材料は必ずその地の生産物に限つておつた。家老といえども當時唯勢ならびない職であるが、その家老が同年（慶応二年）天城山地方を巡視した際の食事は、前記上によつたのみであつた。いかに質素奨励の世とはいえ極端であり、政策的な意図があつたとしても、他面農村の食生活の貧困を物語るものである（資一五）。

租税——租税は本年貢、本途物成など呼ばれる本税のほか、附加税・雜税（臨時税）があり、さらに労役の提供があり、ことに助郷役の人馬の徵用は、農民のもつとも苦痛としたところである。そして納稅期限に遅れば本人や名主を入牢して人質とし、五人組・新威・村中の責任で納めさせ、納稅不能の場合は家財や妻子を売つても納めねばならなかつた（文八）。

注、租税については租税(27)(28)(29)に詳記した。

以上で概略、村の生活を述べたが、山村の標準として原保村（戸数六一）・湯ヶ野村（戸数三二）を選び、さらには海浜で、やや繁榮している浜村（戸数二五五）・土肥村（戸数三九〇）の村勢を明かにして他を推察することとした（資一八・二三・二八・三四・三五・三九・四六・四八）。

(1) 原保村の概況 天保九年（一八三八）

村の石高は二四九石五八七で、ほかに、茶畠税・楮税・铁砲税などがある。年貢は名主・組頭・長百姓各一人にて割付け、夫役は高割で $\frac{2}{3}$ 、戸割で $\frac{1}{3}$ を出す。天城山御林に出役する夫役は籠八カ村で負担し、金錢の負担は半分は高割、半分は平場割にしている。江戸御用・三島代官所への御用は別役とし、ともに賃銀一〇〇文づ

つとする。年貢俵は本石三斗五升、出目二升、指米一升を添える。

村は東西一町四〇間・南北一五町で、家数六一軒（内本百姓五〇・寡婦三・独身者一・水呑七）寺二・辻堂一・官（神社）二である。人口は男一六六人・女一四七人計三一三人である。家畜は馬二〇頭、牛一一頭で、工作物は高札一・御蔵一・橋七・大橋五（番人二人づつ）・用水堰二などあり、村で給与しているのは御蔵番二人・名主給米二俵・定使給米（一人）二俵半・麦三俵である。里程は江戸まで三六里、三島まで七里、江戸廻しの年貢米は、伊東まで三里以後海上によつた。男女奉公人の雇傭契約は毎年一二月二八日に定める習慣であつた。

農林関係としては川筋・川除・御普請の夫役、施肥方法、用水利用状況、猪・鹿の狩猟あるも特記するほどのものなく、秣は十六カ村入会にて採取する。御林境より百姓持山まで天城山御用炭会所があり、鍛冶屋炭を農閑期を利用して天城山で薪を伐り、伊東に出して売つていた。冷川村に天城山御用炭会所があり、鍛冶屋炭を焼いていた（資三五）。

(乙) 湯ヶ野村の概況 嘉永二年（一八四九）

村の石高は九四石三六一合で、その耕地面積九町七七畝五歩（内田三町四九畝六歩・畠六町二七畝二九歩）である。戸数三二軒・区域は東西八町三〇間・南北三町弱である。全村農民で、一部農閑期を利用して炭焼・山の駄賃取をする。人馬繼立（助郷）は川津上口七力村に關係し、当村は梨不組に屬し、葦原村へ二里、箕作村へ三里、浜村へ二里、鶴籠の場合は梨本村まで天城山を越え六里を繼立てている。当村は古くより代官所の所属で、検地（土地測量）は文祿三年（一五九四）に施行され、小字なく、高札所一・秣場一・橋一・村堂一あり。温泉は村の中央の川辺に湧出し、風呂屋は二室にて入湯者なく村民の洗足に利用される程度である。村内には御林・原野・牧場などなく、御閑所・番所・役所・居城・居所陣屋もなく、また用水場・天水場・市場・薬草なく、他村への飛地もなく、村内には私領の飛地もない。その他川堀・池沼・溜井・清水ならびに名称ある井戸・竈・滝などなく、堤・川除・湊・渡場・河岸場もない（資三九）。

(丙) 浜村の概況 享保一七年（一七三二）

浜村はその一部は幕府領で、一部は岩瀬家知行所である。浜村の石高は幕府領分二九四石二三三合、岩瀬知行所分二〇三石二〇三合である。概況としては西南は海に臨み、東は天城山に囲まれ、土地は砂利多くして悪しく、用水あるも天災多く山間部は早害が多い。田畠の作付・収穫・ならびに・農産物の種類は多きも特記すべきものなく、川は仁科川のみで舟楫の便はない。税関係としては、岩瀬知行所に入会つて秣・萱を刈りとるため、山手役として米七斗六升を定納している。薪・竹類・海魚・川魚・トコロテン草採取のためには分一（営業税）は納めないが、鉄砲役は一人納めている。六尺給米・宿入用米は納入りし、御蔵前用の永は納めず、大豆・桂・小豆なども納税しない。

当村には返済すべき古い借金はないが、十年賦十五年賦等四口の小額の借金があつて、その利子は年一割から一割五分である。なお当村には貸金はない。次に運上（営業税の一種）として納めている物品は、山村では十八種、漁村では二種（鰯・鮪）で、いづれも税率は収穫量の $\frac{1}{10}$ である。御城米は一俵三斗七升入りなるも損耗を見つけて三斗八升五合入れ、御公料の運搬は大船を傭うゆえ、納入米百俵につき四分三厘支払われ、御公料の運搬には長百姓がつき添い、納米として少量添加している。

そのほか、当村には御林・御立敷・御林守・百姓林なく、萱野・芦野・溜池・橋もない。百姓の個人有の林はあつて、五・六年で伐採し、その諸役は納めている。薪取場一カ所・秣場二カ所あり、古くから郷中が入会つて収つてある。堤・川除は十三カ所、呴樋は一カ所ある。

また、御年貢米一石につき出目米は五升七合、小物成米・六尺給米・入用米を納入するほか、御郷歳には二升八合づつ、口永には一貫につき三〇文づつ納入する。以上のほか、運上物・口永は出していない。

なお、村内には市（市場）なく、他村より当村へ入作せる百姓は二三人、当村より他村へ出作せる百姓は一二人である。十年を最大限度とする年季質入契約も行われ、その質物の種類・利子はいろいろである。

なお村内にあるものとしては、運送船四・小舟一・漁船二・郊咸三・寺一・御朱印地として寺領地四があり、神社四・堂四あるも祭礼なく、鉄砲所持者あるも獸害予防にて狩猟せず、当村より他村へ入れた質地なく、他村より当村に入れた質地もない。当村は助郷に關係ないので伝馬宿はない。御鷹巣場・渡船場・口留番所なく、退放者・上り田地・観所者もいない。当村より他村へ番人・給役人・給米などの関係はない。隣村への公共道路二つあり、村界まで二〇町、村で修理・清掃している。

農業の副業として男は秣・草刈・天城山の下草取りなど、女は枝拾い・自家用のシキセ布・麻・不綿を織り、海滨ではヒジキ取りなどしている。当村の名主は二人にて名主給は百姓一人より銀二匁を取りたて、組頭給は二両二分、定便は二人で永二貫五〇〇文である。名主以下役人の公用旅費は百姓に割りあてるが、それらの人江戸表・三島役所に出張する場合は、役所と百姓と双方より支弁する。

当村には酒屋・塩焼・炭焼・藁草・御鷹場・キリシタン宗徒・谷地・不挽・鋤物師・桶屋・馬喰・舞廻・猿引穢多・非人はおらない。また養蚕は行わない。絹・紬も作らない。当村におるものは大工二人・鍛冶屋二人・糀屋一人・医師二人・山伏二人・漁師二〇人で、家畜は牛九一頭・馬三六頭である。漁業の収穫は少量で鰯鮪を釣る程度である。百姓の家の造作は家敷林を保育しこれを伐採利用しているに過ぎない。村の戸数は二五五軒で内水呑百姓は六〇軒である。人口は一、〇〇八人で内男四八〇人・女五二八人である。なお水呑の人口は二八〇人で内男一四三人・女一三七人である。村の経費は一カ年百石につき永四貫七九二文の割で高に応じて徵収している。なお村より江戸までは海上五八里である（資四八）。

(二) 土肥村の概況 宝暦六年（一七五六）

土肥村は天領のみである。寛文七年（一六六七）検地の水帳によると、村の石高は六六七石八四升、田畠面積六〇町八四畝〇五歩、内田三五町八六畝一九歩・畠二四町九七畝一五歩である。雜税には鰯錢定納永四五文・鉄砲役永一五〇文・御伝馬宿入用米四斗三六合・六尺給米米一石四五三合・御咸所入用永一貫八一五文九歩・万船役永二貫五〇一文・口米米七石五八升・口永永八〇文九歩があげられる。江戸隣村への距離は小土肥村へ七町八不沢村へ二五町、吉奈村へ三里餘、船原村へ三里餘、三島宿へ一二里、江戸日本橋へ四〇里、江戸湊まで海上凡七〇里である。

田には米・麦を作り、畠には大麦・小麦・大豆・たばこ・不綿・粟・ひえ・菜・大根などを作り、薪は天城山附近ならびに百姓山・村内山より伐り出し、秣場はほぼ一三町歩あつて、他村の入会なく当村のみで利用している。屋根葺萱原野は一二町余あつて二口に分れておる。村費による堤防工事五カ所、浚渫工事カ所もある。村内には廻船二艘（米七〇〇石積と米八五〇石積）・漁船七艘（米四〇五俵積）・小揚船四艘（米五〇俵積）あり、口米は年貢米一俵につき一升、口永は一貫につき永三八文づつ納めている。その他男女召使は毎年二月二日交替で、一年給金男一両より一分、女二朱より一分である。なお牛馬捨場は永荒地が利用され、村社二・陣屋敷一〇寺四・出湯（温泉湯）三があつて、戸籍関係では家屋数三五〇軒（内百姓三一四・水呑三六）人口一、四九〇人（内男七四二人・女七四八・ただし下男三二人・下女三五人を含む）人口のうちには僧侶一五人・山伏一人・医師二人・家大工五人・船大工二人・不挽五人・鍛冶屋一人・桶屋二人・馬喰一人を含み、家畜としては馬五三頭・牛八〇頭を銅つていて。課税していない税は野錢山役・山手役・運上米納・分一枚納・万浮役米納・細船役米納であり、村内に存在しないものは御林・御竹藪・溜池・堤柵・池桶・市場・御伝馬宿・神子・野馬・帳簿に記入された樹木類・口留の番所・渡船場・旅人宿泊所・百姓持林・切支丹の本人と親戚・御朱印地・行人・浪人である。

村の経費としては名主給米（二人分）米五石二斗（外に名主高一二石あり）、定便給米（二人分）米四石、名主組頭の出張旅費箱根金一一両餘と利子、三島官舎一八両と利子、その他少額のものがあり、加助郷または朝鮮人・琉球人が渡来したときは村で雜費を支弁する。一ヵ年間に使用する薪炭の数量は沢田不一六、九五六把（長さ二尺二寸廻り二尺三寸）内山不八九、一〇〇把（長さ二尺廻り二尺一寸）雜不二九、七〇〇把（長二尺二寸廻り二尺三寸）<sup>子</sup>縄一〇〇丸（一丸は一六把）炭二、三四九俵（俵六貫目入）で、魚漁の分一は四両一分である（資一八）。

(A) [III] 林野政策

御林

御林の面積・林相等

(1) 名称・区域・面積

徳川幕府の直轄地を天領・公領または御料・御料所などといい、その森林は御林・御立山などと称した。

(文二)

御林は大略現在の国有林の大部分で、伊豆の中央に聳ゆる天城山より東西に走る山脈の南北両側、すなわち北流する狩野川の本流と支流人見川、南流する河津川・白田川の上流一帯の山岳林と、中央山脈の小僧山より南に延びる支脈の東西両側の山岳地帯をしめて、東西二〇km・南北一六kmに及んでいる。宝曆一二年の記録によると、「元來天城山御林一帯は立木あるも御制木九品は揃わず、麓村の役人・山守を召し出し御吟味の処、東西一三里・南北六里の山岳地で、御領・私領村々之内、麓村は銘々村統き箇所にて萱生地に限り、境界と思われる所は掘り立てたことはなく、右の内仁科口は縦五里・横三里、川津口は縦一三里・横三里、湯ヶ島口は縦八里・横三里と大見口に続く場所五里、大見口は縦二里・横二一三里の区域は林・田肥を取り、雜木・薪・下駄木等伐出し、椎茸・下草を地元民が稼いでいる」（要領）（資三一九）と記している。

江戸幕府創立以来の変遷を回顧するに、当初の森林・原野面積は明らかでないが、御林・村持山（村民共同の使用収益）。百姓山（私有）は、封建制に守られて異常事態以外は、父祖伝来継承しておるので、大なる変動はなかつたようである。ただ弘化二年（一八四五）に賀茂郡内の御料八幡野村・大川村・私領赤沢村・池村・冷川村・中野戸村・萱引村地続大見口一六カ村、東浦三カ村合計一九カ村入会の林場統きの「遠寄山の野山」